次世代 IT 労務月報

2025 年
11 月号
NO.39

発行者・文責
社会保険労務士　代表　井上　利明
〒501-1165　岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電　話：090-2944-6028　　FAX：058-234-0331
e-mail：inoue@next21it-sr.com　　ＨＰ：https://next21it-sr.com/

トピックス
◆現行の健康保険証の廃止に伴う「資格確認書」について
◆マイナ保険証に関する現状（参考資料）◆被扶養者の認定の改正について

● 現行の健康保険証の廃止に伴う「資格確認書」について

令和 7 年 12 月 2 日より現行の健康保険証は使用することができなくなります。

マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等で受診する際には「資格確認書」が必要になります。

令和 6 年 11 月 30 日までに社会保険に加入し健康保険証を交付され、且つ、マイナ保険証をお持ちでない加入者様には令和 7 年 7 月下旬から 10 月下旬にかけて資格確認書を被保険者様のご自宅へ送付されることとなっております。また、被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所へ再度送付されますので速やかな配布が必要になります。

＜現行の健康保険証が使用できなくなった場合の取り扱い＞

12 月 1 日まで　→　事業所に返却　　12 月 2 日以降　→　ご自身で破棄

マイナ保険証は従来の保険証とは違い、初診でも特定健診や薬剤・診療情報が医療等と共有でき、より適切な医療が受けられたり、限度額適用認定証を待たなくても自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となる等のメリットがあります。

厚生労働省参考資料

マイナ保険証に関する現状

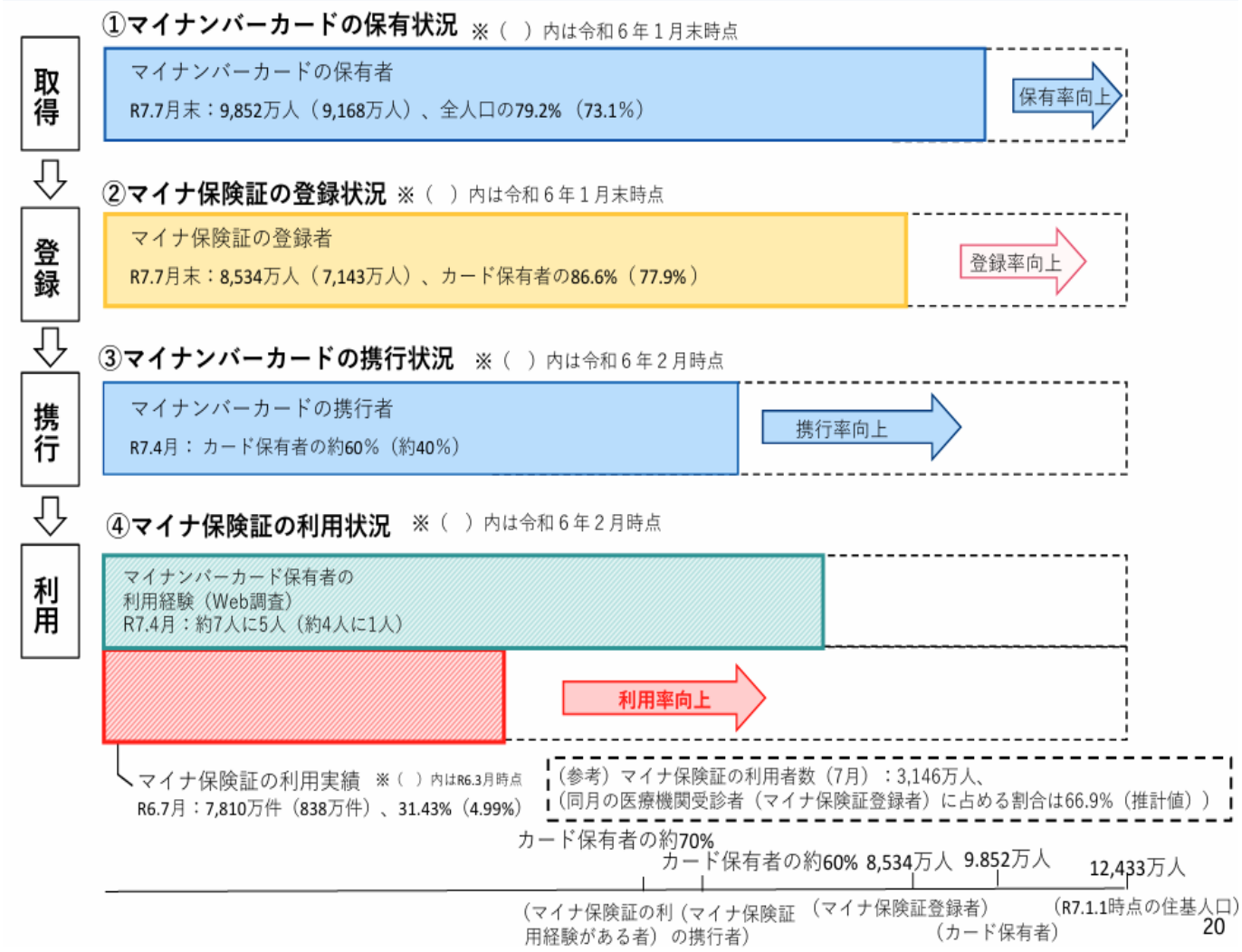

● 被扶養者（19 歳以上 23 歳未満）の認定の改正について

健康保険に関し、**扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取り扱い**が変わります。扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の「年間収入 130 万円未満」が**「年間収入 150 万円未満」**に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はございません。

1. 年齢要件の判定

   年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。

   （例）扶養認定を受ける方が令和 7 年 11 月に 19 歳の誕生日
   → 年間収入要件は 150 万円未満（令和 7 年）

2. **令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間**について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は **130 万円未満で判定**します。

3. **令和 7 年 9 月 30 日以前に扶養認定済み**の 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者については、令和 7 年 10 月 1 日以降は**年間収入が 150 万円以上見込まれる場合に被扶養者の削除（非該当）の届出が必要**です。